

官業民営化等WGヒアリング調査票(統計調査・製造等)

所管省庁名：財務省

1.名称	公売物件の鑑定
2.根拠法令	財務省組織令第43条、財務省組織規則第264条
3.実施主体	国
4.従事者数	価格鑑定も業務の一部とする特殊鑑定部門の職員数は全国で10名
5.予算額	
6.事業の内容	税関が犯則事件を調査するため必要があるとき差押えた物件等の鑑定に關すること。
7.民間移管の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中古自動車の鑑定 ・時計の鑑定 等 <p>(注)犯則調査の過程での鑑定であり、公売には至っていない。</p>
8.更なる民間開放についての見解	<p>・公売は数が少なくそのための鑑定業務はほとんどない。(平成15年は実績無し)</p> <p>犯則事件で差押えた物件には種々のものがあり、価格の鑑定については、市場価格調査等で容易に判明するもの、民間に鑑定委託先が無いようなものについては、税関で鑑定するのが合理的と考える。</p> <p>専門家でなくては鑑定困難なもので鑑定委託先のあるものについては、これまで鑑定を依頼している(上記7の例参照)。委託先は価格の正確性を確保するため、当該物品のメーカー、業界団体等を選定している。報酬については、無料で協力してもらっている場合(時計の例)と市場価格相当の鑑定料を支払っている場合がある(例:中古自動車、約1万円)。今後も必要に応じ、鑑定委託を行う鑑定を外部委託することを制限している法令は無い。</p>